

古河市上下水道事業運営審議会の受益者分担金に関する答申について

未来産業用地開発事業に伴う公共下水道事業の区域拡大及び下水道事業広域化に伴う農業集落排水から公共下水道への編入に係る下水道事業受益者分担金について、古河市上下水道事業運営審議会へ諮問したところ、令和7年3月25日に答申を受けましたので報告いたします。

答申内容

1. 未来産業用地「東山田・谷貝」 28.6ha については、
特定環境保全公共下水道事業区域として、受益者分担金の単位負担金額を1平方メートル当たり面積割額 239 円、基本額 200,000 円とする。
2. 農業集落排水区域の4処理区
前林、三和北部、上大野・稲宮、高野 392ha については、
特定環境保全公共下水道事業区域に準じて、受益者分担金の単位負担金額を1平方メートル当たり面積割額 180 円、基本額 200,000 円とする。